

社会保障審議会介護給付費分科会(第6回)議事次第

平成14年3月25日(月)
午後4時半から6時半まで
於：厚生労働省議室（9階）

議題

1. 介護報酬について

(痴呆対応型共同生活介護、福祉用具貸与・購入、住宅改修、特定施設入所者生活介護)

2. その他

I 痴呆対応型共同生活介護

1 痴呆対応型共同生活介護の現行の報酬体系

痴呆対応型共同生活介護費

要介護 1	8 0 9 単位
要介護 2	8 2 5 単位
要介護 3	8 4 1 単位
要介護 4	8 5 7 単位
要介護 5	8 7 4 単位

X

①利用者の数が運営規定に定める利用定員を超えるとき
②指定基準に定める員数の介護従業者を置いていないとき
70／100を算定

+

初期加算 1日につき(30日以内) 30単位

2 痴呆対応型共同生活介護の報酬体系を考える視点

現行の報酬体系

【痴呆対応型共同生活介護費】

- 要介護度に応じて設定

* 居住費用(施設・設備費用、光熱水費等)は
利用者負担

【加算・減算】

初期加算
定員超過利用減算、人員基準欠如減算

【他の居宅サービスの利用】

1人以上の宿直体制(他の施設等との兼務可能)

【他との勤務】

その他の居宅サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く)は算定できない。ただし、事業者の費用負担により、その他の居宅サービスを利用させることは差し支えない。

(参考) 痴呆対応型共同生活介護の利用者

要介護者であつて痴呆の状態にあるもの(著しい精神症状を呈する者、著しい行動異常がある者、痴呆の原因疾患が急性的な状態にある者を除く)のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者

データ

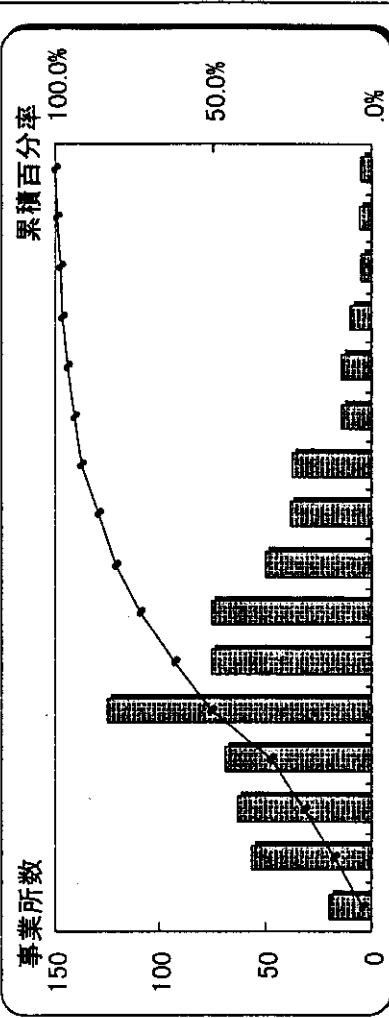
① 入居者の要介護度別の割合

(介護給付費実態調査 平成13年5月調査分)



② 入居者の平均要介護度別の事業所数

(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)



③ 夜間の勤務体制

(厚生労働省老健局計画課調べ 平成13年3月～11月 全国の1,325事業所)

夜勤	宿直	不明
44.7%	53.4%	1.9%

④ 痴呆性高齢者グループホーム事業所数の推移

年	10.3.31	11.3.31	12.3.31	13.4.1	14.3.1
41	103	266	903	1,574	

- 痴呆性高齢者グループホームの入居者の特性を踏まえた報酬設定のあり方についてどう考えるか。

・ グループホームにおける医療や外部の居宅介護サービスの利用についてどう考えるか。

論点

(注) 12.3.31までは運営費を補助した事業所数であり、H13.4.1以降は指定事業所数(社会福祉・医療事業団調べ)である。

3 参考資料

痴呆対応型共同生活介護

I 介護給付費に関するデータ(介護給付費実態調査(平成13年5月調査分))

痴呆対応型共同生活介護総費用 介護給付費全体に占める割合		2,023,039 千円						
		0.6	%	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5 (平均要介護度)
利用者数(人)		8,748		2,641	3,184	1,912	743	2.18
構成割合		100%		30.2%	36.4%	21.9%	8.5%	2.68
利用者1人当たり平均単位数 ノルマ	(単位) ノルマ	22.953		22.396	23.064	23.167	23.737	3.1%
利用者1人当たり平均利用実日数 ノルマ	(日) ノルマ	27.0		26.9	27.1	26.8	27.3	23.413
利用者1人当たり平均単位数 ノルマ	(単位) ノルマ	851.5		833.7	851.3	863.9	869.5	26.3
				社会福祉法人 (社協以外)	営利法人	医療法人	NPO	その他
請求事業所数		1,013		371	231	283	54	36
1事業所当たり平均費用額 1事業所当たり平均実人數 利用者1人当たり平均費用額 ノルマ	(千円) (人) (円)	100%		36.6%	22.8%	27.9%	5.3%	3.6%
		1,981		2,000	1,914	2,124	1,771	2,217
		8.6		8.6	8.3	9.3	7.7	9.8
		230,682		233,352	230,473	227,818	230,994	227,386

① 要介護状態区分別

利用実日数(日)		要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 (平均要介護度)						
構成割合		100%	30.1%	36.6%	21.7%	8.6%	7.045	
利用単位数(千単位)		200,786		59,146	73,435	44,294	17,636	6,217
		100%	29.5%	36.6%	22.1%	8.8%	3.1%	

② 加算の状況

	初期加算
算定日数(日)	241,195 41,647
算定期間(年)	100% 17.3%
算定期間(年)	200,789 1,248
算定期間(年)	100% 0.6%

II サービス提供事業所に関するデータ(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)

① 事業所数一定員ー在所者数

痴呆対応型共同生活介護	事業所数(か)所		定員(人)	1事業所当たり 定員(人)	在所者数(人)	1事業所当たり 在所者数(人)	利用率
	事業所数(か)所	1事業所当たり 在所者数(人)					
	675	6,487	9.6	5,450	8.1	84.0%	※在所者数には、入院・外泊の者を含む。
② 従事者数 (常勤換算)	総数(人)	常勤(人)	非常勤(人) (常勤換算数)	1事業所あたり従事者数 (常勤換算)	給数(人)	常勤(人)	非常勤(人) (常勤換算数)
総数 介護職員	4,375	3,497	878	6	6.50	5.20	1.30
	4,051	3,269	782	6	6.02	4.86	1.16

③ 平成12年9月中の延利用率の定員に占める割合

データ区间	事業所数 割合	
	総数	事業所数
50%以下	20	5.4%
50%超 55%以下	2	0.5%
55%超 60%以下	6	1.6%
60%超 65%以下	7	1.9%
65%超 70%以下	9	2.4%
70%超 75%以下	14	3.8%
75%超 80%以下	13	3.5%
80%超 85%以下	11	3.0%
85%超 90%以下	43	11.7%
90%超 95%以下	22	6.0%
95%超 100%以下	221	60.1%
100%超	1	0.3%
平均利用率		88.7%

注：開所後6ヶ月間を経過したもの(平成12年4月以前に開所)を集計

II 福祉用具貸与・購入、住宅改修

1. 福祉用具貸与・購入、住宅改修の現行の制度体系

【福祉用具貸与】

- 福祉用具貸与費
 - ・実際の貸与額を、月単位で算定する
(支給限度基準額と組合わせて利用)

- 特別地域加算
 - ・福祉用具貸与費の100/100を限度として、1名分の交通費を加算。

【特定福祉用具購入】

- 福祉用具購入費
 - ・実際の購入額に基づき償還払い
 - ・支給限度基準額は年間10万円

【住宅改修】

- 住宅改修費支給
 - ・実際の改修工事費の額に基づき償還払い
 - ・支給限度基準額は同一住居につき20万円
- 改修の種類(5種類+付帯工事)
 - 1 手すりの取付け
 - 2 滑りの解消及び移動面の円滑化
 - 3 等の変更戸等への扉の取替え
 - 4 引き式便器の修理
 - 5 洋式～5の住宅改修
 - 6 なる住宅改修
- 対象福祉用具(5種目)
 - 1 腰掛便座
 - 2 特殊尿器
 - 3 入浴用具
 - 4 簡易浴槽
 - 5 移動リフトのつり具の部分
- 対象福祉用具(12種目)
 - 1 車いす付属品
 - 2 特殊寝台付属品
 - 3 特殊寝台付属予防用具
 - 4 特殊変換器
 - 5 体位変換器
 - 6 体位スワープ
 - 7 手口器
 - 8 歩行器
 - 9 歩行補助杖
 - 10 歩行呆性リフト
 - 11 移動用リフト
 - 12 徒歩感知機器

2 福祉用具貸与・購入、住宅改修を考える視点①【制度体系、対象種目】

現行の制度体系	現行の対象種目
<p>【福祉用具貸与】 (現物事業者)が貸与に要した費用（自由価格）を国保連に請求。当該費用の1割が利用者負担。</p> <p>（搬入・搬出費用）個別に評価せず、貸与に要した費用に含む。 特別な措置（クレーン車使用等）は利用者負担。</p> <p>（特別地域加算）過疎地等の事業者には、貸与開始月に、 貸与費の100/1000の範囲内で、 ・往復費の運搬費 ・専門相談員1人の交通費 を加算。</p>	<p>〈福祉用具貸与〉</p> <p>1 車いす 2 車いす付属品 3 特殊寝台付属品 4 特殊寝台付属品予防用具 5 体位変換器 6 手すり 7 スロープ 8 歩行器 9 歩行補助人徘徊感知機器 10 痴呆性老人徘徊感知機器 11 移動用リフト（つり具の部分を除く） 12 移動用リフト（つり具の部分を除く）</p> <p>〈特定福祉用具購入〉</p> <p>1 腰掛便座 2 特殊尿器 3 入浴補助用具（け、手引、入浴台、すのこ） 4 簡易浴槽 5 移動用リフトのつり具の部分</p> <p>〈住宅改修〉</p> <p>1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>

論 点

- 制度体系についてどう考えるか。
- 対象種目についてどう考えるか。

【福祉用具購入・住宅改修】
(現金償還)利用者が販売者・施工業者に費用（自由価格）を支払い、当該費用の9割額を保険者から事後に償還。

→賃与にまじめないものの→原則；賃与にまじめないものの；購入
 →①他人が使用したもの；再利用することに心理的抵抗感があるもの。
 ②使用により元の形態・品質が変化し再利用できないもの。

データ

○受けている者
○居宅サードパーティの割合

21.6%

○利用件数割合、1件当たり費用額(月額)、
1件当たり地域加算額(月額)

種目	利用料金総額	1件当たり費用額(月額)	1件当たり特別助成額(月額)
車いす付属品	14.3%	7,609円	6,106円
車いす付台	1.1%	2,436円	1,268円
特殊複数台付属品	24.9%	11,421円	5,541円
特殊複数台予備用具	46.5%	1,740円	1,623円
じょく変換器	6.3%	6,043円	2,911円
体位すり	0.2%	5,402円	1,200円
手口一フ	1.0%	3,145円	1,078円
歩行器	1.4%	6,114円	3,230円
歩行補助つえ	2.9%	3,269円	2,523円
歩行補助機器	1.1%	1,340円	800円
併用機器	0.0%	10,830円	3,655円
移動用リフト	0.3%	17,603円	17,000円
100%	平均 6,412.7円	平均 3,911.3円	

○福祉用具購入費支給件数
○福祉用具購入費支給件数割合(全国13年4月サービス分)

2.6千件

○福祉用具購入費1件当たり支給額
2.7万円

○福祉用具購入費支給件数割合(全国97保険者のデータ、平成12年度)
 •腰掛便座 31.9%
 •特殊尿補助用具 31.5%
 •入浴用具 66.0%
 •簡易浴槽 0.1%
 •リフトのつり具 0.5%

○住宅改修費支給件数
○住宅改修費支給件数割合(平成13年4月サービス分)

○住宅改修費1件当たり支給額
2.1千件

○住宅改修費支給件数割合(全国77保険者のデータ、平成12年度)
 •手段差解消え 11.5万円 5.9% 5%
 •手すりの取付け 20.4% 2.0% 4%
 •床材の替え 4.5% 2.4% 3%
 •便器の取替 5.3% 5.3% 3%
 •付帯工事 3.9% 3.9% 3%

福祉用具貸与・購入、住宅改修を考える視点②【支給限度額、その他】

現行の支給限度額等

【福祉用具購入】
10万円／年間

(設定基礎)
○ 利用頻度の高い日常生活用具給付事業の種目の補助基準額
・腰掛便座 9,800円
・入浴補助用具 90,000円
(簡易浴槽)

【住宅改修】
20万円／同一住居（ただし、①要介護度が3以上上昇した場合
②転居した場合は再度利用可能）

(設定基礎)
○ 標準的な住居において最も一般的な「手すりの取付け」「段差解消」
の2つを組み合わせた費用を勘案

例1 手すりの取付け(トイレ、浴室) 床段差解消(浴室の嵩上げ)	10万円 10万円	20万円	計	15万円 4万円	19万円
--	--------------	------	---	-------------	------

(その他)

【住宅改修の理由書】
○ 住民改修の支給申請時には、介護支援専門員等が作成した改修が必要
○ 要な理由を記載した書類が必要

【理由書の作成費用】
○ 作成者に2,000円（1件当たり）を市町村から支払い
(介護予防・生活支援(-職能:障害)事業)

論 点

- 支給限度額をどう考えるか。

- ・現に行われている工事の内容と費用をどう考えるか。
- 理由書のあり方及び作成費用をどう考
えるか。

データ

住宅改修理由書作成者
(全国の111保険者のデータ)

介護支援専門員	96.8%
介護予防・生活支援(-職能:障害)事業	0.3%
介護予防・生活支援(-職能:環境)事業	0.6%
その他の事業	2.3%

支給限度額に関するデータ

【福祉用具購入】 ○ 1件当たり支給額 (全国の97保険者のデータ 平成12年度)	
・腰掛便座	24,300円
・特殊尿器補助用具	52,800円
・入浴易椅子	17,100円
・簡易フロントつり具	53,900円
・全 体	31,800円
	20,100円

○ 1件当たり支給額
(全国77保険者のデータ 平成12年度)

手すりの取付け	73,800円
手段材の変更	87,000円
床扉の取替え	10,200円
便器の取替	85,100円
付帯工事	16,800円
全 体	30,600円
	82,300円

○ 限度額に対する支給額の割合別件数
(全国の99保険者のデータ 平成12年度)
(支給額／限度額の割合) (利用割合)

0～20%未満	51.4%	0～20%未満	19.3%
20～40%未満	26.0%	20～40%未満	19.7%
40～60%未満	10.0%	40～60%未満	13.4%
60～80%未満	5.2%	60～80%未満	10.2%
80～100%	5.1%	80～100%	37.4%
	100.0%		100.0%

99保険者の平均

23.6%

96保険者の平均

55.6%

○ 限度額に対する支給額の割合別件数
(全国の96保険者のデータ 平成12年度)
(支給額／限度額の割合) (利用割合)

0～20%未満	19.3%
20～40%未満	40.0%
40～60%未満	13.4%
60～80%未満	10.2%
80～100%	37.4%
	100.0%

96保険者の平均

55.6%

3 参考資料

【告 示】
○福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第93号)

1 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であつて、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3 特殊寝台	サイドレールが取り付けたるもの又は取り付けることが可能なものであつて、次に掲げる機能のいずれかをもつるもの ①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ②床板の高さが無段階に調整できる機能
4 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であつて、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5 ジョイント清掃用具	次のいずれかに該当するものに限る。 ①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ②水等によつて減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7 手すり	取付に際し工事を伴わないものに限る。
8 スロープ	段差解消のためのものであつて、取付に際し工事を伴わないものに限る。
9 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであつて、次のいずれかに該当するものに限る。 ①二輪、三輪、四輪のものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ②四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る。
11 痴呆性老人 徘徊感知機器	痴呆性老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
12 移動用リフト (つり具の部分)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであつて、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの移動を補助する機能を有するもの(取付に住宅の改修を伴うものを除く。)

○居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目
(平成11年3月31日厚生省告示第94号)

1 腹掛け便座	次のいずれかに該当するものに限る。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に变换するもの ②洋式便器の上に置いて高さを捕らせる機能を有しているもの ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)
2 特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの
3 入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。 ①入浴用手すり ②浴槽内いす ③浴槽の縁にかけて利用する台 ④入浴台 ⑤浴室内外のこども用の浴槽 ⑥浴槽内すのこ
4 憇景浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであつて、取水又は排水のために工事を伴わないもの
5 移動用リフトの つり具の部分	○ 居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類 (平成11年3月31日厚生省告示第95号) 介護保険法第45条第1項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、1種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 清りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え

「シルバーサービス福祉適合基準策定研究調査報告書」

(平成10年3月)における考え方

※平成9年度に、旧厚生省老人保健福祉局に外部の専門家、

学識経験者等からなる調査委員会を設置して検討したもの

(1) 福祉用具の基本的概念

① 自立促進目的の明確性

- ・ 対象としては、明確に要介護者等の自立促進を目的として作られ提供されるものを前提とすることが、介護保険において給付対象に位置付ける趣旨に合致。
- ・ 「自立」の概念は「自分で動作ができるようになる」という身体的自立ととらえる。

② 介護の軽減

- ・ 高齢者的心身の状態に起因する窮状改善の観点から、自立に関わる「介護の軽減」が含まれると解する。

(2) 対象とする用具の基本的考え方

① 要介護者等への便宜：

要介護者等の日常生活上の便宜を図るために用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものであること。

② 新たな価値付け：

要介護者等の日常生活上の便宜を図るために機能訓練のためであって、日常生活の自立の支援を目的として新たにつくられたものであること。あるいは一般的な生活用具に基づきつつも新たに一定の機能的な高い付加価値を付与したものであること。

③ 生活面での使用：

日常生活の場面での使用を前提としたもの、あるいは生活の中での機能訓練のための用具であることから、医療の観点から用いられるも

のは除く。

④ 在宅での使用：

日常生活で用いる用具のうち在宅での利用を想定しているものであること。

⑤ 基本的動作の支援：

介護保険における介護は、移動、入浴、排せつ等の基本的動作の介護を要する者に対する支援が主たる目的であると考えられることから、身体の一部の欠損又は機能の障害を補うことを主たる目的とした用具は除く。

⑥ 利用促進効果、市町村の事務処理費用との関係：

市町村の事務の実施のために要する費用との比較の観点から、ある程度の経済的負担感があり、給付の対象とすることにより利用促進が図られるものであること。